

## 様式第1号

## 会 議 録

会議の名称	平成23年度 所沢市要保護児童対策地域協議会 代表者会議
開催日時	平成23年5月13日(金) 午後1時30分～3時00分
開催場所	所沢市役所 604 会議室
出席者の氏名	栗原 幸夫 (埼玉県所沢児童相談所 代理出席) 伊勢 浩明 (埼玉県所沢警察署 代理出席) 原 繁 (埼玉県狭山保健所) 浅野 貴子 (防衛医科大学校病院) 高橋 清之 (所沢歯科医師会) 林 代志夫 (所沢人権擁護委員協議会所沢支部) 青木 孝一 (青少年育成所沢市民会議) 肥田 埜 孝 (所沢市社会福祉協議会) 大野 温子 (さいたま地方法務局所沢支局 代理出席) 柳下 高明 (所沢市立小学校長代表) 平塚 俊夫 (所沢市教育委員会学校教育部) 内藤 隆行 (所沢市保健福祉部)
欠席者の氏名	吉川 哲夫 (所沢市医師会) 原 勉 (所沢市幼児教育振興協議会) 鈴木 良明 (所沢市立中学校長代表) 澤田 和江 (所沢市民生委員・児童委員連合会)
説明者の職・氏名	なし
議 題	1 開会 2 委嘱状交付 3 会長のあいさつ 4 議題 (1) 所沢市要保護児童対策地域協議会の構造と役割について (2) 平成22年度事業報告について (3) 平成23年度事業計画(案)について (4) 情報交換 (5) その他
会議資料	I 平成23年度所沢市要保護児童対策地域協議会代表者会議資料 II 学校及び保育所から市町村または児童相談所への定期的な情報提供について(写)
担当部課名	こども未来部：桑原次長 こども支援課：二上課長 秋葉主幹 菅原主査 竹内主査 奥井主任  事務局：こども未来部 こども支援課 こども相談センター 電話 04-2998-9129

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
秋葉主幹	<p>1 開会 事務局が開会</p> <p>2 委嘱状交付 仲こども未来部長から委員に交付（出席委員 13 名）</p> <p>3 会長あいさつ 仲こども未来部長（会長）があいさつ 会長のあいさつ後、各委員及び事務局の自己紹介を行った。</p> <p>4 議題 議事に入る前に、以下 3 点が委員によって審議・決定された。 ○会議は原則通りに公開とする。ただし、個人情報に関わる内容及び特定の法人、団体等に不利益となる内容の議事については、委員に確認のうえ非公開とする。 ○会議録は要約方式にする（発言委員名は公開）。 ○会議録は会長の承認により確定する。</p> <p>以下、仲会長が進行。</p> <p>(1) 所沢市要保護児童対策地域協議会の構造と役割について</p> <p>資料 I（5～17 ページ）に沿って、以下を中心に説明した。 ○当協議会は、地域の関係機関等が連携して、要保護児童等の適切な保護・支援を図る目的で設置されたこと。 ○代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の 3 層構造であること。 ○各機関の連携を図る調整機関として、こども相談センターが指定されていること。</p>
菅原主査	<p>(2) 平成 22 年度事業報告について</p> <p>資料 I（19～25 ページ）に沿って、平成 22 年度に実施した代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、事例検討会、オレンジリボンキャンペーン等について報告した。次に、年間の虐待受付状況について、通告経路、児童年齢、虐待の内容等詳細にわたり報告した。</p> <p>(3) 平成 23 年度事業計画（案）について</p>
秋葉主幹	<p>資料 I（27～28 ページ）に沿って、平成 23 年度の事業計画(案)を説明した。今年度の新たな取り組みとして、本協議会の対象となった児童について、児童が所属する幼稚園、小中学校等から市への定期的な情報提供を</p>

	進めていくことを説明した。（資料Ⅱ）
	【質疑・応答】
林委員	平成 22 年度の事業報告では、オレンジリボンキャンペーンを市民フェスティバルにおいて実施しているが、今年度の事業計画にないのはなぜか。
秋葉主幹	市民フェスティバルで実施したオレンジリボンキャンペーンは、埼玉県の事業募集に対して、所沢市社会福祉協議会が市民フェスティバルでの実施を応募したもので、本協議会は、これに協力して実施した。今年度は未定であるため、事業計画に掲載していない。
内藤保健福祉部長	進行管理台帳に掲載した児童の定期的な情報提供について、平成 22 年度の継続指導となった 65 件が主な対象という理解でよいか。
秋葉主幹	この 65 件も対象であるが、平成 19 年度から継続しているケースや児童家庭相談から要支援児童として進行管理台帳に掲載しているケースも対象となっている。
内藤保健福祉部長	平成 22 年度に児童相談所へ送致した 11 件は、現状ではどのような取り扱いになっているか。
秋葉主幹	現時点での状況は不明だが、児童相談所へ送致直後に行われた措置としては、乳児院措置、児童相談所による一時保護、里親に一時保護委託、重度心身障害児施設に保護となっている。
林委員	事例検討会及び研修会に出席するのは、実務者会議委員だけでよいか。
秋葉主幹	事例検討会及び研修会には、実務者会議委員のほか各委員が所属する機関の担当職員に出席いただいている。
青木委員	平成 22 年度の事業報告、資料 2-2 及び 2-3 において、同じデータを示す標記に異なる表現（「虐待通告の主な虐待者」と「主な虐待者」）が使われているので、統一したほうがよいのではないか。
菅原主査	ご指摘のとおり、以後、資料の作成において、統一した表記とする。
仲会長	平成 23 年度事業計画（案）の承認について諮りたい。本案を平成 23 年度事業計画とすることでよいか。
	（各委員承認）
仲会長	本案を平成 23 年度事業計画として承認する。

	<p>(4)情報交換</p>
<p>青木委員</p>	<p>児童虐待について、常に「異常を感じたら通告」という意識でいる。ショッピングセンターにおいて、子どもがダダをこねて親がひどく叱りつけ、目に余ることがある。こうした対応はどうしたらよいか。</p>
<p>榎本委員代理 栗原氏</p>	<p>その程度にもよるが、子どもを引きずっている場合は、見逃せないケースであると思う。基本的に通告先は児童相談所と市であり、緊急性のある状況であれば、警察へ通報していただくこともある。</p> <p>児童相談所と市へ連絡をいただく場合、その子を特定できないと対応することが難しい。しかし、そうした状況においてその子を特定することも難しいことであると思うので、お願いになるが、通告いただく場合には、対象の子どもを特定していただきたい。</p>
<p>平塚学校教育 部長</p>	<p>前年度統計を見ると、虐待の対象になるのは小学生以下が多く、虐待内容はネグレクトと身体的虐待が多い。学校の現場では保護者との関係がデリケートで、一度関係がこじれると後々まで響いてしまう。児童相談所や警察にかかわってもらい保護者の態度が変わってきた、という学校からの報告もあり、関係機関の連携は大変ありがたい。地域の機関に相談ができる体制、顔の見える関係が大切である。</p>
<p>榎本委員代理 栗原氏</p>	<p>所沢児童相談所では、虐待受付件数、児童相談全体の件数ともに増加を続けており、今年度は虐待対応相談員（臨時職員）と里親委託等推進員を2名ずつ増員して対応にあたっている。また、今年度は埼玉県南児童相談所が北浦和から川口市に移設され、そこに一時保護所が併設される予定である。</p>
<p>柳下委員</p>	<p>前年度統計では、小学生が虐待の対象になることが多い。私の小学校でも子育てに悩む保護者は多く、悩みが深刻になると虐待にもなりやすい。保護者との関係構築が大切で、発見、気づき、働きかけ方、そして関係機関とどのように連携して対応していくかが課題である。このような会議等を通じて関係を深めていきたい。</p>
	<p>(5)その他 なし</p> <p>5 閉会 事務局が閉会</p>